

北京オリンピック日程：開会式2月4日（一部競技は2日から～20日）3日 節分、4日 立春、11日 建国記念の日、14日 聖バレンタインデー、19日 雨水、23日 天皇誕生日

## February 改正情報・案内

① 令和4年度の年金額改定 年金額は昨年度から0.4%の引き下げとなります（令和4年1月21日公表）。マイナス改定は、2年度連続となります。令和4年度の満額の老齢基礎年金（月額）は、64,816円となります。（令和3年度は65,075円でしたので、259円マイナスです。）



美ヶ原高原からの眺望 2019-12

② 令和4年4月からの改正年金制度については、主に以下の2点が改正されます。

### （1）在職老齢年金の支給停止基準額の見直し、在職定時改定の新制度

65歳未満の方についても、65歳以上の方と同じ支給停止基準額・計算方法が適用されます。これにより、これまで支給停止だったのが、一部支給又は全額支給になる人も出てきます。

また、65歳以上で仕事を継続しながら厚生年金に加入し、老齢厚生年金の受給資格もある場合、毎年決まった時期に年金額が改定されるようになります。具体的な改定の時期、支給の時期は以下の通りです。

★毎年1回の改定期期：9月1日の時点で厚生年金の被保険者である場合、前月である8月までの加入実績に応じて10月から年金額が改定  
★支給の時期：改定された10月分の年金額は12月に支払われます

### （2）繰下げ受給の上限年齢の引き上げ・繰上げの減額率の変更

繰下げの上限年齢が現行は70歳までですが、改正後は75歳まで繰下げができるようになります。また、繰上げの減額率は現在、1月あたり0.5%ですが、令和4年4月以降に60歳に達する方は、1月あたり0.4%の減額率（減額が少なくなる）となります。

※（労働者分保険料率）健康保険 **49.55**（愛知）/1000、介護保険 **9**/1000  
厚生年金保険 **91.5**/1000 雇用保険 **3**/1000（建設業 **4**/1000）

## 2. 名言名句

『あなたが転んでしまったことに関心はない。

そこから立ち上がることに関心があるのだ』

アブラハム・リンカーン

## 3. 法改正等ワンポイント

改正雇用保険法 雇用保険率引き上げ

（通常国会に法案提出されます）

2022年4月1日から9月30日までの保険率は、一般の事業1000分の9.5、農林水産・清酒製造業1000分の11.5、建設業1000分の12.5。★事業主負担分のみ0.5/1000引き上げ

10月1日から2023年3月31日については、一般の事業1000分の13.5、農林水産・清酒製造業1000分の15.5、建設業1000分の16.5。★4/1000引き上げ（事業主・労働者とも2/1000引き上げ→5/1000、建設業は6/1000）

また、基本手当の受給資格者が起業した場合、手当を受けることのできる期間を原則の1年から最長4年まで延長する特例の新設されます。起業した会社の廃業後、求職活動を行うことが条件です。

## 4. 統計・情報

① パーソルキャリアは、「男性育休に関する意識調査 第2弾」の結果を公表した。将来、配偶者（夫）に育休を取得してほしい女性は68.9%に対し、育休を取得したい**男性は80%**。男性の育休取得について、3日以内なら**管理職の86.5%が賛成**だが、取得期間が長くなるほど賛成は低下し、7カ月以上では49.2%になる。この傾向は同僚についても同じ。男性育休についての不安は、男女とも「収入減」が最多（男性40.9%、女性48.8%）。「勤務先に迷惑がかかる」（同38.0%、35.6%）、「昇給が難しくなる等」（同25.0%、34.1%）、「昇進が難しくなる等」（同27.0%、29.4%）なども男女とも高い。（1月18日）

[https://www.persol-career.co.jp/pressroom/news/research/2022/20220118\\_02/](https://www.persol-career.co.jp/pressroom/news/research/2022/20220118_02/)

② マイナビは、「企業人材ニーズ調査 2021年版」を発表した。2021年4月施行の改正高年齢者雇用安定法が努力義務とした「70歳までの就業機会確保」についての対応を聞いたところ、「70歳までの継続雇用制度の導入」（24.2%、自社19.8%と他の事業主等4.4%の計）、「70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入」（17.3%）、「70歳までの定年引上げ」（11.9%）、「定年廃止」（5.6%）、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」（4.1%）で、あわせて61.3%の企業が何らかの対応をしている。一方、「いずれの対応も行わない」は36.8%。

③ 2022年3月以降の料率について、協会けんぽの各支部の評議会、全国健康保険協会運営委員会で審議が行われてきたが、1月27日に開催された全国健康保険協会運営委員会の資料として改定後の料率案が、**愛知県9.93%**、**岐阜9.82%**、**東京9.81%**、**大阪10.22%**などで引き上げとなる見込み、**介護保険料率は1.64%**と引き下げの予定。今月中に決定される。

④ 障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（43.5人以上規模の企業：**法定雇用率2.3%**）以上の障害者を雇うことを義務付け。厚生労働省が取りまとめた民間企業や公的機関などにおける、令和3年の「障害者雇用状況」集計結果によれば、**雇用障害者数は59万7,786.0人（対前年比3.4%上昇、対前年差1万9,494人増加）、実雇用率2.20%（対前年比0.05ポイント上昇）と、いずれも過去最高**となっている。雇用者のうち、身体障害者は359,067.5人（対前年比0.8%増）、知的障害者は140,665.0人（同4.8%増）、精神障害者は98,053.5人（同11.4%増）と、いずれも前年より増加しており、特に精神障害者の伸び率が大きくなっている。一方、法定雇用率達成企業の割合は47.0%と、対前年比で1.6ポイント低下。「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」などでは雇用されている障害者の数が昨年より減少していることから、コロナ禍による影響と推測される。また、**障害者を1人も雇用していない企業は32,644社、未達成企業に占める割合は57.7%**となっており、社会全体としては、障害者雇用はまだ十分に進んでいるとはいえない状況といえる。



⑤ 経済産業省は、コロナ禍で深刻な影響を受けた中小企業等を支援する事業復活支援金の受付を1月31日から始める予定と発表。対象は、2021年11月から2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者。給付額は、**中小企業で最大250万円、個人事業者で同50万円**。（1月25日）

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

予想を大きく上回り猛烈な勢いでコロナ感染再拡大しています。いつまで続くのか、ピークはどこなのかわかりません。やるべきことはこれまで同様に感染予防対策を続けること。我慢の日々が続きます。

最近観ているTVドラマで『**ミステリと言う勿れ**』（月曜夜9時）が**抜群に面白い**です。主演が**菅田将暉**さんで、役として**大学生の久能 整（くのうととのう）**の「**言葉一つ一つ**」が事件を解決してゆく糸口になり、相手の言葉が、彼にかかると「それはこういうことじゃないか」とか、普段**一般的に思われている常識とは真逆の事**を淡々と話すことがカッコつけているわけでもなく新鮮で良いのです。例えば、いじめられっ子がいじめっ子からなぜ逃げなきゃいけないのか、逃げる必要はなく、いじめの子が病んでいるのだからいじめの子を癒してあげる事が大切だと。「**常識を疑え**」そう見ている側に投げかけている感じがします。また、「**事実一つだが、真実は一つじゃない**」はインパクトある言葉、立場変われば真実はいくつもあるのだと。このドラマから目が離せません。

若者の間で「**サウナ**」が流行っているようです。その理由が**サウナのあとに水風呂に入り、外気浴をすることで、ストレスや疲労から心身を解き放つような気分**（＝業界用語で「**整う**」と言うそうです。）を味わうことができる事です（先述のドラマの主演の名も偶然「**ととのう**」です）。年末にチャレンジしたところ、「**整う**」気分を味わうことができました。しかし、それからは残念ながらコロナ感染拡大の心配で控えてしまい、行くことができていません。早く、思い切りサウナが味わえるようになることを祈ります。（S）